

## 暴力団排除措置等を講ずるための連携協定調印式

香取市と香取警察署が暴力団排除に連携して取り組むために協定をすることとなり、この度、調印式を行います。

この協定の目的は、香取市暴力団排除条例に基づき、市の事務・事業からの暴力団排除措置、市民等が行う暴力団排除の取り組みに対する支援及び広報活動の充実等に関しての必要な措置を徹底するため、相互の連携を強化することとしています。

香取市暴力団排除条例は、平成 24 年 3 月 27 日制定され、この条例に基づく連携協定の調印は、香取警察署管内では初めてです。

### 記

- 日 時 平成 24 年 4 月 17 日(火) 午前 11 時 15 分
- 場 所 香取市役所 4 階 庁議室
- 協定の調印者 香取市長 宇井 成一  
千葉県香取警察署長 永野 逸馬

※市長と署長は、協定書にサイン後、堅い握手を交わします。

---

(問い合わせ)

香取市経済環境部環境安全課

電話 : 0478-50-1248

E-mail : anzen@city.katori.lg.jp

## 香取市暴力団排除条例に基づく暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書

香取市長（以下「甲」という。）と千葉県香取警察署長（以下「乙」という。）とは、甲が暴力団排除措置等を講ずるための連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、市が行う事務又は事業からの暴力団の排除の実効を期すため、甲と乙の間において必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書における用語の意義は、条例において定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 暴力団排除措置 条例第9条第1項の規定による市の事務又は事業からの暴力団の排除に係る措置をいう。
- 二 暴力団排除支援等 条例第13条の規定による市民等に対する支援及び条例第14条の規定による市民等の関心及び理解を深めるための措置をいう。
- 三 排除対象者 市の事務等からの排除の対象となっている暴力団員等又は暴力団密接関係者をいう。

（暴力団の排除に係る照会及び回答）

第3条 甲は、暴力団排除措置を講ずる場合において、甲が実施する入札に参加しようとする者、甲との取引に係る契約を締結しようとする者又は市の事務等の対象となる者（以下「入札参加資格者等」という。）が排除対象者であるか否かについて判断するため、条例第11条の規定により乙に意見を聴くときは、参考となる資料を添付した文書により照会するものとする。

2 乙は、前項の規定により照会があったときは、当該照会に係る入札参加資格者等が排除対象者であるか否かについて、文書により甲に回答するものとする。

3 甲は、公益上、緊急に条例第11条の規定により乙に意見を聴く必要がある場合において、第1項の規定による手続を執ることができないときは、同項の規定にかかわらず、口頭により意見を聴くことができる。この場合において、甲は、乙に対し、当該照会の理由、排除対象者であるか否かを

判断するために必要な情報及び口頭による照会の必要性を明らかにしなければならない。

- 4 乙は、前項の規定による照会があったときは、当該照会に係る入札参加資格者等が排除対象者であるか否かについて、口頭により、甲に回答することができる。

(暴力団の排除に係る通報)

第4条 前条に定めるもののほか、乙は、甲が講ずる暴力団排除措置に資するため、入札参加資格者等が排除対象者である事実を確認したときは、その旨を甲に通報するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき取得した個人情報については、甲及び乙のそれぞれに適用される個人情報の保護に関する条例の定めるところにより適切に管理し、当該条例に定める場合を除き、甲が講ずる暴力団排除措置以外の目的のために当該個人情報を内部で利用し、又は提供しないものとする。

(連携)

第6条 甲及び乙は、甲が暴力団排除措置を講じ、又は暴力団排除支援等を行うに当たり、情報交換又は具体的事案への対応等のため必要があると認めるときは、甲及び乙の担当職員による協議を行うものとする。

- 2 甲は、暴力団排除措置を講じ、又は暴力団排除支援等を行うに当たっては、乙に対し、必要な支援又は協力を求めることができる。

(適用除外)

第7条 第3条及び第4条の規定は、暴力団排除措置に関し、法令の定めがあるもの、国等の行政機関の通知によるもの及び甲乙間において別に協定の締結又は合意のあるものについては、適用しない。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月17日

甲 香 取 市 長

乙 千葉県香取警察署長

### ○協定締結の目的

香取市暴力団排除条例施行(平成24年9月1日)に伴い、香取市が行う事務及び事業、公共工事の入札参加制限や市の事務事業対象者からの暴力団員等の排除及び広報活動の充実等に関する必要な措置を徹底するため、相互の連携を強化するものです。

### ○協定の概要

- 1 暴力団排除措置 市の事務等からの暴力団員等排除に係る必要な事項の意見聴取及び暴力団員排除に関する広報活動に係る必要な措置の連携
- 2 暴力団排除支援 市民、事業者等が自主的に暴力団排除に取り組むことができるよう、情報の提供、指導、助言等の支援連携

# 香取市暴力団排除条例の概要

## ○条例の趣旨

香取市暴力団排除条例は、市民の平穏な生活と事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団の排除に関する基本理念や基本的施策、暴力団の排除のための必要事項を定めて、社会全体での暴力団の排除を推進するための条例です。

## ○条例の基本理念

暴力団排除は、暴力団が市民生活又は事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を旨として、市、市民、事業者、県等の関係機関、暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、協力して暴力団排除を推進します。

## ○条例の基本事項

### 1 市の責務

市は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策の推進に努めるものとします。

また、暴力団排除の施策の推進に当たっては、国、県等の関係機関、その他の暴力団排除を目的とする団体と連携を図るよう努めるものとします。

市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県、管轄署に当該情報を提供するものとします。

### 2 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、自らの意思で、能動的に暴力団の排除に取り組むことに努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることとします。

また、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対して当該情報を提供するよう努めることとします。

### 3 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることとします。

また、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対して当該情報を提供するよう努めることとします。

### 4 市の事務等からの暴力団の排除

市民の税金である公金が暴力団の活動資金として利用されることを阻止するために、市の事務又は事業で暴力団に利益を与えないための措置を定めるもので、市は、公共工事の発注その他の事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等又は密接な関係を有すると認められる者の、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとします。

### 5 市民等に対する支援

市は、市民が基本理念にのっとり暴力団排除に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

### 6 広報活動の充実等

市は、市民の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとします。

### 7 少年の健全な育成を図るための措置

物事の良し悪しを判断する能力に乏しい少年が安易に暴力団との関係を構築しないよう、その健全な育成を図るため、学校教育の中で暴力団排除に関する措置が講じられるようにするための規定です。

### 8 利益供与の禁止

市民及び事業者は、暴力団の威力を利用する目的での暴力団への利益供与は、社会的に認められる行為ではないという規範を明確にするために定める規定です。

これは、暴力団の勢力が維持されている原因の一つである「暴力団を利用する者」「暴力団を支援する者」「暴力団と共生する者」によって供与される利益を制限することと併せ、事業者が暴力団との関係を拒否する上での後ろ盾としてもらうための規定です。

## 9 委任

この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で別に定めます。